

岡山県建設企業専門家活用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、岡山県内の建設企業の事業主が専門家を活用するために必要な費用を補助し、もって県内建設企業の人材確保対策の推進、働き方改革の実現等に資するため、予算の範囲内において岡山県建設企業専門家活用支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(補助事業者等)

第3条 補助事業者等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業主とする。

- (1) 岡山県知事から建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている法人であること。
- (2) 補助金の交付申請日以前5年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。
- (3) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請ができない。

- (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者。
- (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者。
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(補助事業等)

第4条 補助事業等及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率並びに補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業者等への補助金の交付は、同一会計年度内に1補助事業者等当たり1回のみとする。
- 3 補助対象経費は、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までに補助事業者等が支払いを完了した経費に限る。
- 4 補助対象経費に対し、国、県又は市町村の他の補助金等の交付を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と補助限度額とを比較して少ない方の額の範囲内の額とする。

（交付申請）

第6条 補助事業者等は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）に補助事業計画書（様式第2号）その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第7条 補助事業者等は、規則第4条の申請、規則第8条第1項の取下げ及び規則第10条の承認の申し出並びに第10条の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年岡山県条例第8号）第3条第1項の規定によるものをいう。）により行うことができる。

（交付申請の取下げの期日）

第8条 規則第8条第1項の知事が別に定める期日は、当該年度の2月末日とする。

（現地調査等）

第9条 知事は、必要に応じて補助事業等の実施状況について補助事業者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条第1項の実績の報告は、補助事業実績報告書（様式第3号）によるものとし、補助対象経費が確定した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者等は、補助金の額の確定の通知を受けた場合において、補助金を請求するときは、速やかに補助金請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還の納期）

第12条 補助事業者等は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、返還を命じられた日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第13条 補助事業者等は、補助事業の経理について、収支等が明確になる書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月1日から施行する。

別表【第4条関係】

補助事業等	補助事業者等が専門家の知見やノウハウを活用し、次に掲げる要件を全て満たす企業紹介資料の作成をする事業。 (1) 就職希望者等に対して自社を紹介する際に使用できるものであること。 (2) 日本産業規格A列4番で10ページ以上であること。 (3) 自社の強み、弱みを分析し、必要に応じて記載すること。 (4) 若年入職者のキャリアパスの参考となること。 (5) 専門家及び第三者が著作権等を保持することなく、補助事業者等が自身で再編集可能であること。
補助対象経費	補助事業者等が専門家に支払う人件費とし、旅費、通信費、宿泊費、飲食費、物品・資材購入費、諸経費、補助事業等の申請事務に要する経費等を除くもの。
補助率	2分の1
補助限度額	15万円